

○京都府立大学における公的研究費に係る 不正防止対策に関する規程

(平成 27 年京都府立大学規程第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 国や関係団体から配分される公的研究費について、本学において適正に運営・管理するために必要な事項を示し、研究活動の不正行為や研究費の不正使用の防止を図る。

(最高管理責任者)

第 2 条 学長は最高管理責任者として、公的研究費の運営・管理に関して、最終的な責任を負う。

2 最高管理責任者は、第 3 条に規定する統括管理責任者及び第 4 条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(統括管理責任者)

第 3 条 副学長のうち学長が指名する者は統括管理責任者として最高管理責任者を補佐するとともに、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括し、研究費の不正使用を防止するため適切な措置を講じるものとする。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者等)

第 4 条 各学部・研究科における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部長、研究科長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- (1) 各学部・研究科における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、各学部・研究科の公的研究費の運営・管理に関わる教職員及び学生並びに本学の施設を利用して研究活動を行う者（以下「研究者等」という。）に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) コンプライアンス教育の受講の機会等に各学部・研究科の公的研究費の運営・管理に関わる研究者等から不正を行わない旨の誓約書を徴取する。
- (4) 各学部・研究科において、研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

- 3 コンプライアンス推進副責任者は、各学部・研究科のコンプライアンス推進責任者が指名する者とし、コンプライアンス推進責任者の指示の下、コンプライアンスの推進業務を行う。

(各責任者の責務)

第5条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者（副責任者を含む。）は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、処分の対象となることに留意するものとする。

(研究者等の責務等)

第6条 研究者等は、公的研究費の執行に当たっては、この規程とともに関係法令及び法人及び本学の関係規程等を遵守し、公正かつ適正に取り扱わなければならない。

- 2 研究者等が公的研究費の不正使用を行った場合は、京都府公立大学法人教職員の懲戒等に関する規程（平成20年京都府公立大学法人規程第29号）に基づく処分を行うものとする。

(ルール of 明確化・統一化)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「使用ルール」という。）を明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる研究者等に周知を図る。

(職務権限 of 明確化)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する研究者等の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないよう、適切な職務分掌を定める。

(相談窓口 of 設置)

第9条 使用ルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

- 2 相談窓口は、応募・申請手続きに関することは企画課又は学務課、経理（調達・支払・検収等）に関することは管理課に設置するものとする。

(通報及び告発 of 受付窓口)

第10条 不正使用に関する学内外からの通報及び告発（以下「通報等」という。）の受付窓口を設置する。

- 2 通報等の受付窓口は企画課に設置する。
- 3 不正に係る情報は適切かつ速やかに最高管理責任者に報告し、必要な指示を受けるものとする。

- 4 不正に係る調査の手續に関する要領を別途定める。

(不正防止計画の策定及びその推進)

第11条 不正を発生させる要因を把握し、それに対応する具体的な不正防止計画を策定する。

- 2 不正防止計画を適切に推進するため、防止計画推進部署を設置する。
- 3 防止計画推進部署は、管理課、企画課及び学務課の職員で構成する。
- 4 防止計画推進部署は、最高管理責任者の指導監督の下、主体的に不正防止対策を講じる。
- 5 防止計画推進部署は、最高管理責任者の指示の下、適宜、モニタリングを実施し、証拠書類の確認、関係者へのヒアリング等を行う。

(監査の実施)

第12条 内部監査部門は、管理課、企画課及び学務課の職員で構成し、最高管理責任者の指導監督の下、法人本部内部監査員と協力して内部監査を実施し、会計書類の検査等のほか、モニタリングが有効に機能しているかなども確認・検証する。

(発注・検収体制の整備)

第13条 適正な発注・検収業務体制を構築するため、発注者以外のチェックを徹底することとし、原則として、管理課において、公的研究費に係る物品等の納品検収を行う。

(関係者の意識向上)

第14条 最高管理責任者及び機関内の各責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる研究者等に対する説明会の開催等により、使用ルールの周知徹底や適正な管理・運営に対する意識の向上を図る。また、研究者等の行動規範を策定する。

(取引業者への対応)

第15条 本学における公的研究費に係る取引業者は、本学が求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。

- 2 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講じる。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。